

北の産保センターだより

北海道産業保健総合支援センター
札幌市中央区北1条西7丁目1番地
プレスト1・7ビル

令和2年10月1日発行

イキイキした職場環境づくり、健康で活力ある職場づくりを応援します。

心の健康づくり計画助成金

メンタルヘルス対策促進員の助言・指導を受けて「心の健康づくり計画」を作成・実施した場合、助成金(一律10万円)が受けられます。

ストレスチェック助成金

ストレスチェックの集団分析の結果を活用して、「職場環境改善計画」を作成し、実施した場合、助成金(最大10万円)が受けられます。

職場環境改善計画助成金(事業場コース)

小規模事業場が医師と契約してストレスチェックを実施した場合、助成金(1人につき500円、面接指導1回につき最大21,500円)が受けられます。

職場環境改善計画助成金(建設現場コース)

建設現場(労働者数が常時50人以上)において、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門官助言・指導に基づき、「職場環境改善計画」を作成し、改善を実施した場合に、元方事業者が負担した専門家による指導費用(1建設現場あたり最大10万円)が受けられます。

小規模事業場産業医活動助成金(産業医コース・保健師コース・直接健康相談環境整備コース)

小規模事業場が産業医等と契約して、産業医活動等を実施した場合、最大60万円(産業医コース・保健師コース:1契約最大20万円、直接健康相談環境整備コース最大20万円(上乘せ))が受けられます。

助成金の詳しい内容は、労働者健康安全機構のホームページでご確認下さい。<https://www.johas.go.jp>
助成金のお問い合わせは、ナビダイヤル(0570-783046)でお受けしています。
(受付時間9時~12時、13時~18時(土日祝日を除く)お問い合わせ下さい。)

健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となりました。 改正労働安全衛生関係法令が令和2年8月28日に施行されました。

健康診断個人票等について

これまで必要だった、医師や歯科医師の押印(電磁的記録で保存する場合は電子署名)が不要となり、記名のみでよいこととなりました。
定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の特殊健康診断等の全ての健康診断における取扱いとなります。

定期健康診断結果報告書等について

これまで必要だった産業医の押印(電子申請する場合は電子署名)が不要となり、記名のみでよいこととなります。
定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の特殊健康診断等の全ての健康診断とストレスチェックにおける取扱いとなります。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

研修会のご案内(10~11月)

番号	日時	研修テーマ	講師	研修開催地
看17 衛17	10月6日(火) 18:30-20:30	ストレスチェック制度における医師面接	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	岩見沢市
看21 衛21	10月9日(金) 18:30-20:30	改正健康増進法による職場の喫煙対策の新たな展開	JR札幌病院保健管理部部長 佐藤 広和	苫小牧市
看23	10月22日(木) 14:00-16:00	歯と口の健康のはなし	北海道中央労災病院 治療就 労両立支援センター 保健師 小宅 千恵子	札幌市
看14 衛14	10月29日(木) 18:30-20:30	北海道における労働行政の現状と課題	北海道労働局労働基準部 健康課課長 菊池 俊文	札幌市
看19 衛19	11月4日(水) 18:30-20:30	ストレスチェック制度における医師面接	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	札幌市
看20 衛20	11月11日(水) 18:30-20:30	ストレスチェック制度における医師面接	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	北見市
看22 衛22	11月13日(金) 18:30-20:30	改正健康増進法による職場の喫煙対策の新たな展開	JR札幌病院保健管理部部長 佐藤 広和	小樽市
看24 衛23	11月18日(水) 18:00-20:00	職場におけるメンタルヘルス	札幌花園病院院長 松原 良次	留萌市

※研修会にご出席される方へのお願い

新型コロナウイルス(COVID-19)肺炎の感染拡大が憂慮されておりますが、ご参加を予定している方におかれましても携帯用消毒剤やマスク着用などの感染症対策に努めていただきますとともに、発熱や咳の症状がある場合は参加をお控え下さいます様、ご理解とご協力をお願い致します。

また、感染の拡大により研修・セミナーの開催が中止となる可能性があります。中止の際には参加予定の方にメール・電話等でご連絡を差し上げますが、念のため当センターのホームページで必ず事前に確認いただきますようお願い申し上げます。

- ☆ 研修会のお申し込みは、北海道産業保健総合支援センターホームページからお願いします。
- ☆ その他、研修申込方法、研修会場など詳しいことは北海道産業保健総合支援センター 電話011-242-7701 まで、お問い合わせください。
- ☆ 研修料は無料です。※ テーマが同じ研修は重複して受けることはできません。

北海道受動喫煙防止条例

○ 従業員に等に対する受動喫煙防止対策【事業者の責務(第6条)】

令和2年4月に施行された北海道受動喫煙防止条例では、「事業者は、従業員その他当該事務所又は事業所において労働する従業員以外の者に受動喫煙を生じさせることがないよう、教育、知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされています。

詳しくは、北海道受動喫煙防止ポータルサイトをご確認願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/jk/top.htm>

メルマガ会員募集中!!

毎月1回程度、研修会等の開催予定情報や産業保健に関する法改正等の情報を無料でメール配信しております。

北海道産業保健総合支援センターのホームページから申し込むことができます。

(<http://www.hokkaidos.johas.go.jp>)